

災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定

鈴鹿市上下水道局（以下「甲」という。）と鈴鹿管工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害及び事故等（以下「災害等」という。）における応急復旧工事等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等により甲の水道管路施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙の協力を得て応急復旧工事等を迅速かつ円滑に実施することにより、水道管路施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において応急復旧工事等とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 災害等による被害状況の調査及び報告
- （2） 応急復旧工事及び仮設工事
- （3） 応急復旧工事及び仮設工事に必要な資機材の調達及び運搬
- （4） 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める工事及び作業

（応急復旧工事等の実施）

第3条 甲は、応急復旧工事等を実施する必要があるときは、乙に協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、災害対策本部を設置し、甲の指示に従い、応急復旧工事等を実施するものとする。

（緊急連絡応援体制）

第4条 甲及び乙は、応急復旧工事等を迅速かつ円滑に実施するため、緊急連絡応援体制を定めるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の体制に変更が生じた場合には、速やかにその旨を相手方に報告するものとする。
- 3 第3条第1項の規定による要請の有無に係わらず、鈴鹿市内に震度5強以上の地震が発生したとき又は東海地震の強化地域内に東海地震予知情報が発表されたときは、乙は災害対策本部を設置するものとする。

（費用の負担等）

第5条 第3条第2項に規定する応急復旧工事等の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の積算及び精算については、鈴鹿市上下水道局契約等に関する規程（平成17年鈴鹿市水道局管理規程第3号）その他の法令等によるほか、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 第3条第2項の規定により応急復旧工事等に従事した者が、当該業務より負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、同法が適用されない場合は、鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年鈴鹿市条例第21号）により行うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から30日前までに甲又は乙がこの協定を終了させる意思表示をしないときは、この協定の有効期間は期間満了の日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

三重県鈴鹿市寺家町1170番地
甲 鈴鹿市上下水道局
鈴鹿市上下水道事業管理者 谷口 誠



三重県鈴鹿市矢橋一丁目743番地
乙 鈴鹿管工事協同組合
代表理事 佐野 彰彦

